平成29年度第2回 岐阜県地方改善促進審議会 議事要旨

- 1 日 時 平成30年2月19日(月)13時30分~14時45分
- 2 場 所 岐阜県議会西棟 第一会議室
- 3 報告事項
 - (1) 岐阜県人権施策推進指針第三次改定(案) について
 - (2) 平成30年度同和対策関係予算(案)の概要について
 - (3) 平成29年度同和問題解消に向けた啓発活動について
- 4 報告事項(1)に関する質疑、発言要旨
 - 【委員】 平成29年度に、同和団体を名乗り寄付金を要求する事例があったとのことだが、具体的にはどのようなものか。
 - 【事務局】 県の外郭団体や大垣市内の団体に、同和問題に取り組む団体を名乗って執拗に寄付金 を要求する電話がありました。実在の団体かどうかは確認できません。
- 5 報告事項(2)、(3)に関する質疑、発言要旨
 - 【委員】 平成30年度の予算案について関係各課から説明があったが、同和問題・部落差別の 現状と課題について、この場で伝えておきたいことはないでしょうか。 各事業の予算化にあたり、現在、具体的にどのような状況があって、その事業を行う のか説明いただきたい。
 - 【人権施策推進課】 人権施策推進指針の改定にあたって、県民の方から「同和問題は県内ではほとんど発生していない。」とのご意見もいただきました。県に対して具体的な相談事案はありません。しかしながら、差別は減ってきてはいるもののゼロではないこと、何かをきっかけに表出すること、差別を受けた人にとって深刻な問題であることを踏まえて、引き続き啓発に取り組む必要があるという考えで、予算を策定しております。
 - 【商業・金融課】 事業を行う際の資金需要に対する支援を実施しています。最近は、全体の資金環境が変化しており、対象となるメニューのご利用は少なくなっています。商工会連合会に窓口となっていただいていますが、PRを継続し、必要な方に活用していただけるよう努めてまいります。
 - 【労働雇用課】 職業安定協力員制度の利用状況は、平成27年度に253件、28年度に363件、29年度は12月までに317件ほど相談をいただいています。この協力員制度が身近な相談相手として浸透してきたということや、協力員の熱心な活動により利用が増えており、今後も継続したいと考えております。

- 【商工政策課】 中小企業を対象に人権問題について幅広く啓発を行っております。昨今、情報 化社会が進展する中で、個人情報の取り扱いやそれを悪用した人権侵害も企業にとって 極めて大切な問題だと考えており、各経済団体とも相談しながらテーマを選び啓発に努めてまいります。また、LGBT等に対する関心も高まっており、こうした動向も踏まえてテーマを考えたいと思います。
- 【農村振興課】 農業、農村の振興を図る上で、人権が尊重される平和で豊かな地域社会をつく ることが大変重要と考えており、講師を呼んで「人権問題啓発研修会」を開催し、農林 漁業関係の職員等の啓発を今後も進めてまいります。
- 【住宅課】 住宅に関する支援制度により、国と県で関係市町の負担に対して支援しています。 来年度は弁護士法人への委託費用等が増えております。今後も事業を継続していきたい と考えております。
- 【学校支援課】 「同和問題は未だに根強く残っている」という認識のもと、学校現場で教育に生かすこと、指導する教員が正しい認識を持つことが重要です。このため、従来から学校の管理職に対する研修を行い、人権問題・同和問題を正しく認識し学校運営に当たっていただいています。このような管理職研修を一層充実させるとともに、これから教員になろうとする学生に働きかけることも重要であり、教員養成の授業において、人権問題・同和問題について話をする機会も新たに設けました。これからの岐阜県の教育を担う方々に人権教育・同和教育に関する意識を持っていただき、学校現場で教育に結び付けていくよう取り組んでいきたいと考えております。
- 【委員】 私が気にしているのは、約50年前に整備された改良住宅の老朽化が顕著なことや高等学校等が人権教育にどう取り組んでいるのかということ。小・中学校における取組みの話はあるが高等学校の取組みの話はほとんど聞かない。また、私立学校や専門学校はもとより、大学も聞かない。そういう所では、人権や部落差別・同和問題はなかなか取り上げられていないのではないか。

私は、「長い歴史の中で形づくられた蔑視観念や特別視はマグマのように潜んでおり、いつそのマグマが弱い地表を突き破って出てくるかもしれない。」ことを肝に銘じて物事を見るようにしている。2つ目は「即断しないでいったん留保する。」こと、3つ目は「自分の言葉で考えて自分の言葉で表現する。」こと、こうしたことがあってこそ、皆さんの施策が県民の了解や納得を得られるのだと思う。担当課の皆さんにはアンテナを高く鋭くして、声に出来ない人の苦しみをキャッチできるような行政施策を進めていただくよう願っています。

【委員】 私たちも、年間を通じて相談活動を行っているが、差別に関する地域の方々の不安はまだまだあり、差別心を感じている方が30%から40%いらっしゃる。私たちの全国的な調査でも青年層の37%が「将来が不安である」と答えています。そういう中で、

国の地域改善対策協議会の意見具申(平成8年)以来、「差別は減少しつつある」という表現が用いられますが、納得できないものがあります。平成28年に部落差別解消推進法ができたということは、全国的に部落差別が存在するということです。私たちの調査では、他人が戸籍謄本・抄本を取るということが全国で相当多数発生し、県内の市町村でも発生しているのが現実であり、アンテナを高く揚げて取り組んでほしい。部落差別解消推進法には、相談体制の充実、実態調査の実施、教育・啓発の実施などが定められましたが、これに対応する予算を確保するべきと思います。多くの自治体が国の動向を見てからという姿勢ですが、独自で予算を確保して取り組まないと遅いのではないかと思います。

【人権施策推進課】 改良住宅について、町では地元の方のご意向も踏まえて、不法入居者対策 の強化や空き家の解体という方向性を定めて進めておられます。今後も県住宅課と連携 して町の支援に努めてまいります。

差別の状況については、県庁の中だけではなかなか把握できませんので、積極的に関係市町を訪問し、相談窓口の担当者等と情報共有を図ったほか、当事者団体の大会等の機会を捉えて、生の声をお聞きするよう努めているところです。

また、県の啓発・相談事業に関しましては、予算として増えてはおりませんが、限られた予算を有効に使い、停滞、後退することのないよう進めたいと考えています。

6 その他質疑、発言要旨

- 【委員】 来年度、国がヘイトスピーチとインターネットの対策を進めるということですが、県ではどのような状況でしょうか。
- 【人権施策推進課】 ヘイトスピーチに関して、県内では、関係団体によるデモ活動や大きな集会 の開催はない状況です。引き続き、人権啓発活動の中で、インターネットによる人権侵害 やヘイトスピーチの問題を取り上げ、取り組んでまいります。
- 【委員】 オブザーバーとして出席されている市町はどうでしょうか。
- 【オブザーバー】 当町におきましても、ヘイトスピーチ等に関して具体的な事案はない状況であり、人権啓発の中で取り上げてこれらの問題にも取り組む予定です。
- 【オブザーバー】 当市ではLGBT等性的少数者の人権問題について、全職員を対象に研修を実施しているほか、教育委員会とも連携して人権啓発活動にも取り組んでいます。
- 【オブザーバー】 当市でも具体的な事案はありませんが、人権擁護委員と連携して人権啓発を進めたいと考えています。
- 【委員】 LGBT等に関して、積極的に取り組まれていて、大事なことだと思いますので、他 市町村にも広がるように県の支援をお願いします。また、前回の審議会のなかで、「同和

問題について、これまで国をあげて対策に取り組んだが、マイナスイメージが解消されないことについての検証が必要」という意見がありましたが、県としてはどのように捉えていますか。

- 【人権施策推進課】 指針の改定にあたって、「事例報告や相談の件数は減りつつあります。」と表記させていただきました。今はほとんどの方は差別がいけないものだと分かっており、通常は表に出てきませんが、心の中に潜んでいて、何らかの不満や何かのきっかけで(差別という形で)噴出するという性格のものではないかと思っています。何らかの不満を持たれる方はいて、差別心が全くゼロになることは難しいと思いますが、表立って言われなくなったことは一つの成果と考えております。一方で潜伏しているということは認識しておりますので、引き続き人権教育・啓発に取り組む必要があると考えています。
- 【委員】 世の中の人と人との出会いと繋がりのなかで、私たち自身が人と向き合う時に、一人の 真っ裸の人間として向き合うことが非常に大事です。差別を規制する法制度を否定はしま せんが、人間らしい関係を築こうという弛みない努力があって初めて、法制度等にも血が 通って解決に向かうものと思います。

このことが、どれくらい私たちの暮らしの中で生かされているでしょうか。私たち委員の役割は、それぞれの持ち場の中で県の考え方を県民の皆さんに伝え、県民の皆さんが声に出来ない思いを県に伝えることだと思います。そのことのために、この審議会が役割を果たしていくということをぜひお願いしたい。

【人権施策推進課】 委員から、同和問題に限らず、差別を感じている県民がいらっしゃるとのご 指摘を受け、窓口がわからず相談できないということがないようにホームページの人権啓 発センターに関する記載内容を見直したり、当課が発行している「人権だより」に相談窓口の一覧を掲載するなどの改革に取り組んでいるところです。引き続き、取り組んでまいりますのでよろしくお願いいたします。